

# 知的財産判例セミナー

日時 2021年9月16日 (木) 16:10~17:40

オンラインにて開催

※お申し込み後招待メールを送付いたします。  
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

## プログラム

我が国で、本年7月23日から8月8日までオリンピックが開催され、8月24日から9月5日までパラリンピックが開催される。これらは、別団体であるIOC(国際オリンピック委員会)、IPC(国際パラリンピック委員会)がそれぞれ主催するものであるが、その両方の運営を東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が担っている。

これらのイベントの東京開催が2013年に決まって以降、「アンブッシュ・マーケティング」(いわゆる便乗商法)が話題になってきた。講師は、2013年の東京開催決定の前からアンブッシュ・マーケティング規制について着目してきており、様々なところで発表等をしてきた。

今回、山口大学知的財産判例セミナーの趣旨に則って、オリンピックとの関係を中心に、i)「アンブッシュ・マーケティング」とはどういう活動なのか、ii)その活動に対する我が国や海外での規制する法の状況、iii)過去のオリンピック開催国でのオリンピックの為のアンブッシュ・マーケティング規制法設定の経緯、iv) それらの国と我が国の違いについて述べる。そのうえで、わが国の法制度について問題提起を試みる。

### 【1】講演者紹介 16:10~16:15

⇒国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

### 【2】講演 16:15~17:30

「オリンピックとアンブッシュ・マーケティング規制」

～商標法及び不正競争防止法を中心に～

⇒米国ニューヨーク州弁護士

アストラゼネカ株式会社 執行役員・法務部長 足立 勝 氏

### 【3】質疑応答 17:30~17:40

参加  
無料

## 登壇者/ 足立 勝 (あだち まさる)

米国ニューヨーク州弁護士/アストラゼネカ株式会社 執行役員・法務部長 (2015年5月～)

- ・ 前職は、日本コカ・コーラ株式会社 Director & Senior Legal Counsel (2015年4月まで)
- ・ 米国ニューヨーク州弁護士、
- ・ 博士(法学・早稲田大学)、LL.M (University of Illinois, College of Law)
- ・ 早稲田大学知的財産法制研究所 招聘研究員 (2015年～)
- ・ 発明推進協会知的財産研修・経営課程 講師 (2015年～)
- ・ 日本弁理士会 中央知的財産研究所 会員外研究員 (2012年～)
- ・ 日本商標協会 理事 (2005年～)、同関西支部 副支部長 (2018年～)
- ・ 日本マーケティング学会 「ブランドとコミュニケーション」プロジェクトメンバー (2012年～2017年)
- 同「スポーツ・マーケティング研究会」メンバー (2016年～)

## お問い合わせ・お申込み 9/15(水) 締切

\* ご記入いただいた個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

下記URLよりお申込みください

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form?en=210819101505>



こちらを読み取り、  
お申し込みも可能です。

### 【お問い合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL : 0836-85-9942

E-mail : ip\_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>

広報

提供プログラム: 知財全般



知的財産  
教育研究共同利用拠点